

# 夜間中学の設置・充実に係る政府方針等と支援策について

## 政府方針等

### (1) 関係法令

#### 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

【議員立法 平成28年12月14日公布】

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であつて学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (2) 閣議決定

#### 子どもの貧困対策に関する大綱

【令和元年11月29日閣議決定】

夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

※ 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月23日閣議決定)においても同趣旨を規定。「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)において「多様な生徒を受け入れる夜間中学の設置を促進する。」と規定。

### (3) 国会答弁

#### 令和3年1月25日 衆議院予算委員会 菅内閣総理大臣答弁概要

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。

## 支援策

### (1) 夜間中学新設を目指す自治体への支援

#### 夜間中学新設準備・運営補助(補助事業) 55,000千円(令和3年度予算額(案))

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。(設置準備を行う期間は4,000千円、開設後は2,500千円を上限に補助(補助率1/3)) (別添②34頁参照)

### (2) 既設の夜間中学への支援

#### 夜間中学における教育活動充実(委託事業) 10,000千円(令和3年度予算額(案))

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証

#### 既設の夜間中学の教育活動充実に向けた総合的支援方策

上記事業のほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業や帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細やかな支援事業など、各種事業を夜間中学についても活用可能(別添②36頁参照)